

論 説

現代フランス憲法学における代表制論の一動向 (一)

——ドミニク・テュルパンの所説をめぐって——

光 信 一 宏

目 次

第一章	問題の所在	第三節	「半代表制」論に対する批判
第二章	時代背景 — 代表民主政の危機 —		(以上、本号)
第三章	フランス革命以後の代表制の歴史	第四節	「超代表制」の概念
第一節	フランス革命前後における議会の機能転換	第四章	テュルパンの代表民主政論
第二節	「神話」としての「純粹代表制」	第五章	むすび

第一章 問題の所在

戦前の宮沢俊義により先鞭をつけられたフランスにおける国民代表制の研究は、戦後とりわけ一九七〇年代以降、基本的に彼の「イデオロギー批判」の方法論を継承する杉原泰雄、樋口陽一両教授を中心に、宮沢が課題として残した問題を解明する方向で進められてきた。問題点の一つは、フランス革命期の主権原理に関する宮沢の理解である。フランス革命当時の指導原理が「ルソー的な国民主権主義」であったとみる宮沢説⁽¹⁾からは、一七九一年憲法がルソーの提案した「強制的レファレンダム」や「命令的委任」を採用しなかったこと⁽²⁾の理由が説明できない。一七九一年憲法はむしろ、ルソーの思想とは異なる別の主権原理に立脚していたがゆえに、これらの制度をいずれも退けたのではないか。そこで杉原、樋口両教授は、「当時の国民代表概念の核心をなした」とされる「国民からの代表の完全な独立」という理念は、ルソーの「プーブル主権」でなく、それと峻別された「ナシオン主権」から導かれるとの認識を示した⁽³⁾。

さて、国民代表制論をめぐる今日の学説状況を分析、整理する作業は他日を期することとし、ここでは、そのなかで注目される論点を二つ挙げておきたい。第一に、代表制と主権原理の関係をどう把握すべきかという問題がある。杉原、樋口両説においては、代表制の構造が主権原理（「ナシオン主権」または「プーブル主権」）に関連づけて分析されている。すなわちまず歴史認識の次元では、フランス革命以後の代表制の基礎にいかなる主権原理が横たわっているかが議論されている。フランス革命期の「純粹代表制」が「ナシオン主権」原理と一体不可分な関係にあるとみる点では、おおよその一致があるものの、第三共和制期の「半代表制」の基礎にある主権原理については、これを「ナシオン主権」と規定する杉原説と「プーブル主権」と把握する樋口説の間で見解の対立がある⁽⁴⁾。

次に日本国憲法の解釈の次元において、杉原説では、主権原理が「憲法における統治機構のあり方を直接に規律する組織原理・解釈原理」⁽⁵⁾とされる結果、代表制の具体的なあり方も主権原理に照らして把握されることになる。⁽⁶⁾これに対し樋口教授は、実定法破壊的な機能を果たしかねない「国民主権」の觀念の使用をむしろ避けるべきだとする問題提起を行っている⁽⁷⁾。また、主権論の本来の土俵を、実定憲法秩序を超える問題に設定すべきことを提唱する高見勝利教授は、主権概念の使用が、「実定憲法の理解にとって、果たして、どれほど有益でありうるのか」と疑問を投げかけている。⁽⁸⁾

第二の論点として、代表の概念をどのように構成すべきかという問題がある。この点について、これまでの学説は、宮沢説にみられるように、意識的であるか否かにかかわらず、私法上の代表（代理）の觀念をモデルにしてきたように思われる。そしてその場合、代表制論の焦点は、選挙人と代表者の間の拘束、関係の有無に置かれることになる。しかし「法学的代表」の概念を基軸にするこのような学説に批判的な高橋和之教授は、「社会学的代表」の概念に着目する一連の論稿を発表している。⁽¹⁰⁾また、芦部信喜教授も、日本国憲法という代表について、「社会学的な意味を含む概念だと解するのが妥当であろう」と述べている。⁽¹¹⁾

このように、わが国の代表制論においては「代表制と主権原理の關係」および「代表概念の構成」の問題が重要な争点とされているが、事情はフランスにおいてもほとんど異ならない。⁽¹²⁾周知のように、フランス憲法学が代表制論を体系化するのには第三共和制期であるが、そのなかでもとりわけカレ・ド・マルベールの学説は、わが国の代表制論にとって看過することのできない重要な意味をもっている。先ほどの二つの論点に関わらせて彼の代表制論の特徴を簡単に指摘しておく、第一に、代表制の構造を規定するものとして「ナシオン主権」原理が重視されていること、そして第二に、代表制の構造が法的地から析出されていること、以上である。⁽¹³⁾

ところが、カレ・ド・マルベールが体系化した伝統的な代表制論に対しては、これを批判する学説がこれまで存在してきた。ここで立ち入って検討する余裕はないが、特に注目される見解を列挙しておこう。まず主権原理との関係で、カレ・ド・マルベールと同時期のデュギーやバルテルミーおよびデュエズは、様々な観点から国民主権原理そのものに批判的な立場をとっている。⁽¹⁴⁾ また最近では、革命期の主権原理を「ナシオン主権」の意味に理解するカレ・ド・マルベール説に対し、異論を唱える注目すべき研究が出されている。⁽¹⁵⁾ 次に、代表概念との関係で、ベルギーのある論者は、カレ・ド・マルベールの代表制論について、もっぱら法的なものにとどまり、観察される事実を犠牲にしているとの評価を下している。⁽¹⁶⁾ またデュヴェルジェは、「法学的代表」の概念から「社会学的代表」の概念への視点の転換を提唱している。⁽¹⁷⁾

これらの学説の存在は、カレ・ド・マルベールに代表される伝統的な代表制論を改めて検討し直す必要性を我々に迫っているように思われる。そこで本稿では、先に述べた論点を念頭に置いて、ドミニク・テュルパン（現在、クレルモン・フェラン第一大学教授）の代表制論を取り上げその全体像を説明するとともに、若干の考察を加えることにしたい。テュルパンは、現代フランス憲法学のなかで、彼自身の言葉を借りると、「現代国家における政治的代表的理論と現実に関するグローバルな総合化と精密な分析」⁽¹⁸⁾ という困難な課題と正面から取り組んできた学者である。彼の所説は、代表制の問題を検討するうえで見落とすことのできない様々な論点を提示している点で注目されるのである。

ところで、現代フランス憲法学の代表制論としては、これまでわずかにデュヴェルジェの所説が取り上げられてきた⁽²⁰⁾ だけであり、その他の学説の状況については必ずしも明らかにされてこなかった。但しデュヴェルジェの場合、どちらかといえば、執行府を主体とする統治のレヴェルに国民の意思をいかに吸い上げていくかが、彼の主たる問題

関心であったように思われる。⁽²¹⁾ところが、一九六二年に大統領直接公選制が導入されド・ゴールによる大統領主導型の憲法運用を経験するなかで、国民意思に名を借りた大統領政府の独走の危険性（「大統領主権」）が現実のものとなってくる。デュヴェルジェ自身、一九六七年の時点で、ド・ゴール主義のもとで、市民により選出された最高の首長（*Chef supreme*）が市民のコントロールを免れているような状況を「人民なき民主主義」の名で批判している。⁽²²⁾このような状況のもとでは、統治の民主化と並んで、強力な執行府の独走にいかにも歯止めをかけるかが焦眉の課題となるであろう。テュルパンの所説は、第五共和制憲法下で大統領政府に従属する地位に甘んじてきた議会の役割を再評価することを通して、一つの解決策を提示しようとするものと位置づけることができる。

こうして、テュルパンの理論を分析、検討することは、現代フランス憲法学における代表制論の一端を明らかにするうえで、欠くことができない作業だと思われる。そこで以下では、彼の所説が体系的に展開されている彼の博士論文を中心に、その内容を、これまでの代表制の現実を分析した部分（↓第三章）と、民主政原理に立脚する代表制論を構築した部分（↓第四章）とに分けて考察していきたいが、その前に彼の代表制論が出された背景を今少し探っておく必要がある。

(1) 宮沢俊義『国民代表の概念』同『憲法の基本原理』（一九六七年）所収、一九三頁。

(2) 同右、二〇一頁。

(3) 杉原泰雄『国民主権の研究』（一九七二年）、樋口陽一『比較憲法（改訂版）』（一九八四年）六〇―六二頁。なお本稿では、「プーブル主権」と「ナシオン主権」を特に区別しない場合は「国民主権」という表現を使うことにする。

(4) 杉原泰雄『国民主権の史的展開』（一九八五年）一四五頁以下、樋口・前掲書、一五〇頁。この対立は、「半代表制」の概念の意味およびそれに対する評価の問題にも関わっているが、「半代表制」の概念については以下のものを参照。杉原泰雄

- 「いわゆる『半代表制 (le gouvernement semi-représentatif)』の構造について」一橋論叢六五卷一号（一九七一年）五〇—六五頁、樋口陽一『半代表』の概念をめぐる覚え書き」芦部信喜編『近代憲法原理の展開Ⅰ』（一九七六年）五五頁—八四頁、同『半代表』の概念をめぐる覚え書き・補遺」法学四四卷五・六号（一九八一年）二六—二九四頁。
- (5) 杉原泰雄『憲法Ⅰ 憲法総論』（一九八七年）一九二頁。
- (6) 杉原教授は、主権原理に対応させて「国民代表」と「人民代表」を区別し、憲法の諸規定を可能ながぎり「人民主権」・「人民代表」の観点から解釈すべきことを主張する。杉原泰雄『憲法Ⅱ 統治の機構』（一九八九年）一六三—一七二頁。
- (7) 樋口陽一『国民主権』と『直接民主主義』同『近代立憲主義と現代国家』（一九七三年）所収、三〇三頁。樋口教授による「国民主権」の解釈は樋口陽一他共著『注釈日本国憲法 上巻』（一九八四年）三二頁以下で展開されているが、そこでも、「『国民主権』の名による立憲主義機構の軽視におちいらないようにする配慮」の必要性が指摘されている（同上、三八頁）。
- (8) 高見勝利「主権論」芦部信喜編『憲法の基本問題』（一九八八年）所収、一一頁。さらに、同「国民主権と国民代表」ジュリスト六三三八（一九七七年）八八—九五頁も参照。また、主権が多義的、権威的な「説得の魔力」をもつ概念であるとして、その使用に批判的な立場をとる小嶋和司『主権』論おぼえがき（その一）法学四六卷五号（一九八二年）一一四四頁も注目されることである。
- (9) 「法律学的概念としては『代理』から区別された『代表』の概念をみとめる必要はない」と主張する宮沢は（宮沢・前掲論文、一九一頁注（一））、議会（員）の行為が法律上国民の行為としての効果をもつための実定法的根拠、すなわち命令的委任が存在しないことを理由に、議会（員）を「国民代表」の名で呼ぶことに反対している。
- (10) 高橋和之「代表制論からみた現代民主政の基本問題」現代憲法学会編『現代国家と憲法の原理』（一九八三年）所収、三二—四頁、同「現代フランス代表民主政論の源流」同『現代憲法理論の源流』（一九八六年）所収、三〇—四〇頁。また、同「国民代表」芦部編『憲法の基本問題』（前掲）一八一—二二頁も参照のこと。

- (11) 有倉遼吉・小林孝輔編『基本法コンメンタール憲法(第三版)』(一九八六年)一八三頁(戸部信喜執筆部分)。
- (12) なお、本文で触れた高見教授の見解は、主権よりも民主政のあり方に主眼を置く戦後西ドイツにおける代表制論に影響を受けている。高見勝利「国民と議会(一)―(四・完)―」国家学会雑誌九二巻三・四号、一一・一二号、九三巻三・四号、九四巻一・二号(一九七九―一九八一年)。また、イギリスにおける代表制論の焦点が「社会学的代表」の側面に置かれているとして、これを分析したものに、吉田善明「代表民主制論の法的研究」法律論叢(一九八八年一月)二九―二九頁がある。さらに、複数の国の代表制論に分析の手掛りを求める吉川和宏「現代民主制における代表概念の考察」上智法学論集二七巻一号(一九八四年)六七―七二頁は、主権論でなく「民主主義の装置としての議会の観点」からアプローチすることを提唱する。このように、近年、考察の対象がフランス以外の国の代表制論にも拡大する傾向にあるが、しかしフランスの代表制論の検討は今日なお重要な意味を失っていないと思われる。
- (13) カレ・ド・マルベールは代表制の「政治的概念」と「法的概念」を区別するが、この点につき、高橋「現代フランス代表民主政論の源流」(前掲)三三三頁以下を参照のこと。
- (14) L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, t. 1, 3^eéd. (1927), pp. 581-591, J. Barthélemy et P. Duez, *Traité élémentaire de Droit Constitutionnel* (1926), pp. 77-82.
- (15) G. Bacoit, Carré de Malberg et l'origine de la distinction entre souveraineté du peuple et souveraineté nationale (1985), 200 p. ノンヨ説については、拙稿「フランスにおける最近の主権論」法律時報六〇巻九号(一九八八年)六九頁以下を参照された。
- (16) R. Warlomont, "La notion de représentation publique", *Revue internationale d'histoire politique et constitutionnelle* (1953), p. 309.
- (17) M. Duverger, "Esquisse d'une théorie de la représentation politique", dans *L'évolution du droit public Études en l'honneur d'Achille Mestre* (1956), pp. 211 et s.

説
論
(18) テュルパンの代表制論は、一九七八年にパリ第一三大学に提出された、全二巻、七八一頁におよぶ公法学の博士論文(未
公開、thèse pour le doctorat de droit public)のなかで展開されている。D. Turpin, *De la démocratie représentative*, thèse, Paris, XII, 1978, 2 vol. など。テュルパンの他の論文については、本文で適宜触れることにする。

(19) Turpin, thèse, t. 1, p. 15.

(20) デュヴェルジエの理論については、高橋「代表制論からみた現代民主政の基本問題」(前掲)のほか、清田雄治「M・デュ
ヴェルジエの『代表民主制』と『直接民主制』について―その『首長直接選挙制論』を中心に―」立命館法学一六四号(一
九八二年)四六七―五二〇頁による分析を参照のこと。

(21) デュヴェルジエの代表制論の骨格は、注(17)に引用した論文のほか、「首長直接公選制論」を展開する次の著作におい
て形成された。M. Duverger, *La V. République et le Régime présidentiel* (1961), 137 p.

(22) モーリス・デュヴェルジエ著 西川長夫・天羽均訳『ヨーロッパの統治構造』(一九七四年)一〇頁。

第二章 時代背景―代表民主政の危機―

一 『代表民主政論』という博士論文の表題からも窺われるように、テュルパンがここで論じている問題は、代表
制と民主政の一体不可分な関係である。⁽¹⁾ところがテュルパンによれば、代表制に関する研究はこれまで数多く存在し
てきたにもかかわらず、少なくとも現在のフランスでは、「代表民主政」の存在を弁証した文献はほとんどないとい
う。⁽²⁾その原因についてテュルパンは何も述べていないが、考えられる事情の一つとして、代表制が民主政原理と相容
れないとみなすルソーの思想の影響を挙げることができると思われる。テュルパンの博士論文が提出されたと同じ年
(一九七八年)に、憲法学および政治学の専門雑誌である『プワワール(Pouvoirs)』は代表制に関する特集を組んだ

が（表題は「代表制は民主的であるのか」、その巻頭言は、代表が様々な政治体制の共通項とされている今日の状況を「確認する一方で、代表に対する「ルソーの非難が、今なお呪文のように反響している」⁽³⁾」ことを指摘せざるを得なかったし、またテュルパンも、そこに寄稿した論文のなかで、代表原理に対する最も根本的な批判としてルソーの『社会契約論』を挙げて⁽⁴⁾いる。代表制と民主政が本質的に両立し得ないとする立場を固執するかぎり、現実の問題としては代表制の採用が不可避であることを承認せざるを得ないにしても、「代表民主政」の正当性を積極的に弁証するという姿勢はそこからは出てこないだろう。ルソーの直接民主政論は、後に指摘するように、彼の思想を継承したカピタンを介して、第五共和制憲法にも影響を与えているだけに、そのもつ重要性を看過すべきではない。

では、右に述べた理論状況に抗して、テュルパンが「代表民主政の正当性」という問題の立て方をするのはなぜなのか。彼の代表民主政論が提出された背景には、第五共和制のもとで、憲法学者および政治学者により、一般に「代表（民主政）の危機」の名で呼ばれてきた状況がある。⁽⁵⁾テュルパン自身、「代表民主政の危機」と題する論文のなかで、ミッテラン社会党政権下の危機状況に注目し、これを分析している。⁽⁶⁾論文の内容の詳細は省略するが、この危機が、「議会の衰退（*declin du Parlement*）」の現象と密接な関連を有するものと理解されていることに注意しておく。確かに、「代表（民主政）の危機」そのものは、既に第三共和制後期に表面化していたものであり、決して新しい現象ではない。しかし、それまでの権力構造（「議会中心主義」）を一八〇度転換させた第五共和制の「大統領中心主義」のもとで、「代表（民主政）の危機」、すなわち「議会の衰退」は一層深刻化しているのである。

「議会の衰退」の現象は様々なレベルで観察されるが、ここでは「代表機能の低下」というごく限られた視点から、その一端に触れておこう。ビュルドーは、代表が仕える目的（ *fins* ）を、⁽ⁱ⁾統治者の正当性を創造すること、⁽ⁱⁱ⁾国民意思を表明すること、⁽ⁱⁱⁱ⁾世論のイメージを提供すること、^(iv)統治のための多数派（*majorité gou-*

vernementale)を形成すること、以上の四つに分類しているが、第五共和制下の議會は、これらの目的を実現する唯一の手段ではあり得なくなっているというのが実情である。すなわち、(ii)に關し、レファレンダムの採用により意思を直接表明する手段が国民に与えられるとともに、(iii)に關し、世論の動向が議會以外の手段（マス・メディアや世論調査）を通じて迅速にキャッチされ、さらに(iv)に關し、大統領直接公選制の導入で、統治のための多数派が議會を介さず形成されるような状況が生まれているのである⁽¹⁰⁾（なお、「統治者の正当性の創造」という第一の目的については後述する）。こうして、それまで議會に期待されていた代表機能を他の活動主体が代わりに果たすという事態が出現するなかで、では「議會は何のためにあるのか（Un Parlement, pour quoi faire?）」といった問いかけがなされ、議會改革の必要性が叫ばれることになる⁽¹¹⁾。そして「代表民主政」の弁証という体裁をとるテュルパンの所説は、議會の再評価という近年の理論的動向の一つに数えることができるのである。

ところで、現代フランスにおいてあるべき議會像を構想する場合、一つの重要な論点になるのは、第五共和制以前のフランスに支配的だった「議會中心主義」⁽¹²⁾をどのように評価するかという問題である。第三、第四共和制期に開花した「議會中心主義」はここで準拠すべきモデルになりうるものであろうか。この問いに対するテュルパンの答えは、明らかに「否」である。しかしその場合、「議會中心主義」が過去において機能不全に陥った（そして、それが第五共和制誕生の一因をなした）という歴史的事情がその理由にされているわけでは必ずしもない。彼が「議會中心主義」を批判するのは、後に明らかにされるように、より、原理的な理由からであり、かつての「議會中心主義」の復活は、彼にとっていかなる意味においても問題にはなり得ないのである。テュルパンのねらいは、「強い執行府」を保障する第五共和制の統治構造（特に、その中軸を占める大統領直接公選制）そのものは前提としたうえで、議會と執行府の間に適度な均衡を回復させようとするところにある。「代表民主政の危機」で議會が実権を喪失したことによって、

民主政と代表制が結合しうる条件が整ったという趣旨のことを、テュルバンは述べている。⁽¹³⁾ 一見逆説的なこの言葉のなかに、ある論者の言葉を借りれば、議會を以前の地位に「復権させる」(réhabilitier)ことよりも、むしろ現代的状況に「適応させる」(adapter) ⁽¹⁴⁾ ことを企図する彼の基本的立場がよく現れているのである。

二 統治構造のなかに占める議會の地位および役割を再評価するうえで重要な鍵概念となる「代表民主政」の中身については第四章で詳しく検討することとし、ここでは、テュルバンの代表民主政論がこれまでのフランスの代表制の歴史に対する冷徹な認識に基づいていることを指摘しておかねばならない。フランス革命から第五共和制に到るまでの歴史は、テュルバンによると、「代表民主政」の実現に失敗した歴史である。すなわち政治的代表 (Représentation politique) の概念は、統治者により、新しい自由と民主政の基礎として提出されたにもかかわらず、現実には、「人による人の支配を永続化する手段もしくは口実」⁽¹⁵⁾、あるいは「権力の制約による解放の手段よりも、絶対的権力を正当化する要因」⁽¹⁶⁾ (先に触れたビュルドーによる分類でいうと、「統治者の正当性の創造」) になってきたのである。もつとも、一口に「代表民主政」の実現の失敗といっても、第五共和制とそれ以前とは、その具体的なあり方は異なる (第五共和制については、便宜上、第四章で取り上げる)。

フランス革命から第四共和制期までの代表制は、「民主政に反する代表」である。この時期に主として権力の中心にあったのは議會だが、議會は自己の権力の正当性を主権原理に立脚する代表制論に基礎づけていた。「主権者である国民の代表として、国民のためにその意思を表明する」というイデオロギーが「議會中心主義」を支えていたのである。しかし、このイデオロギーがその力を有効に発揮するには、議會による国民意思の表明に対し、国民の間に深い信頼感が行き渡っていることが必要である。第三共和制後期における「代表 (民主政) の危機」の一因は、議會の意思が国民の意思から乖離することで、国民の信頼を失ったところにある。当時の憲法学者、とりわけカレ・ド・マ

ルベールやオーリウらによる「議会中心主義」批判論は、「代表（民主政）の危機」のなかにその現実的基盤を見いだしたのである。

テュルバンは、既に伝統的になったとも評しうるカレ・ド・マルベールらの批判を基本的に継承し、第五共和制以前の代表制の現実を、議会が国民に代わり絶対的権力を行使する体制（「議会絶対主義」あるいは「議会主権」と規定する（↓第三章第四節）。「議会主権」論ないし「超代表制」論は、主権原理と代表制の結合を批判するテュルバンの理論のなかで重要な位置を占めている。

しかし、他方テュルバンは、代表制の歴史について、これまでの伝統的見方とは異なる独自の考察を行っているの
で、その問題から先にみていこう（↓第三章第一節—第三節）。

- (1) テュルバンの博士論文についてデュルローは、民主主義の思想と代表の概念の両立に関する「掘下げた分析」であると評している。G. Burdeau, *Traité de science politique*, t. V, 3^eéd. (1985), p. 200 note 95.
- (2) Turpin, thèse, t. I, pp. 13-15.
- (3) J. Gicquel et H. Portelli, "Le régime représentatif en question", *Pouvoirs* 7 (1978), p. 5.
- (4) D. Turpin, "Critiques de la représentation", *Pouvoirs*, op. cit., p. 10.
- (5) フランス政治学会が一九八四年に開催した学会のテーマの一つは「代表」であるが、そこでは主に「代表（民主政）の危機」の問題が論議された。F. d'Arcey (direction), *La représentation* (1985), 250 p. そのほか「代表（民主政）の危機」を分析するものとして以下を参照。L. Sfez, *L'enfer et le paradis* (1978), pp. 9-39. M. Lauriol, "Le régime représentatif: la montée des périls", dans *Service public et libertés* (1981), pp. 143-156. J. Julliard, *La faute à Rousseau* (1985), pp. 203-221. ちゆびノマンモの著者が参加した国際シンポジウム「主権」*International Progress*

- Organization) の報告を集めた H. Köchler (ed.) *The crisis of representative democracy* (1987), 306 p. を引用した。
- (9) D. Turpin, "Crise de la démocratie représentative", *Revue Administrative*, n° 226 juillet-août (1985), pp. 330-337.
- (7) 例えば、一九二八年一〇月の国際公法学会 (Institut International de Droit public) ののムルテルミー報告を参照。
J. Barthélemy, "La crise de la démocratie représentative", R. D. P. (1928), pp. 584-667.
- (8) 例えばビュルデューは「議会の役割を『国民の代表』(狭義の)政府の「組織」をよめる「統制」そして「立法」の四つに区分し、それぞれについて現代民主政のもとでの「議会の衰没」の兆候を分析している。G. Burdeau, *Traité de science politique*, t. K, 2^eéd. (1976), pp. 167-181.
- (9) Burdeau, *Traité de science politique*, t. V, op. cit., pp. 240-250.
- (10) もっとも最後の点について、第五共和制憲法は議院内閣制的要素(政府の対議会責任制)を残しているため、「大統領の多数派」が「議会の多数派」と対立するいわゆるユアピタシオンの場合、統治のあり方に関し微妙な問題が生じること留意すべきである。
- (11) コッピは「議会内部における改革の動きを分析した最近の論文として」J. Daniel et C. Emeri, "L'Assemblée nationale et son devenir", R. D. P. (1989), pp. 1245-1272. を挙げるようにする。
- (12) フランスにおける「議会中心主義」については、樋口陽一『比較憲法(改訂版)』(前掲)一四五—一五四頁による整理を参照された。
- (13) Turpin, *thèse*, t. 1, pp. 25-26.
- (14) cf. G. Carassonne, "Rénoblir le Parlement", *Pouvoirs* 49 (1989), p. 37.
- (15) Turpin, *thèse*, t. 1, p. 17.

(16) Ibid., p. 21.

(17) かつて私は、「執行権の強化」という観点からカレ・ド・マルベールおよびオーリウによる「議會中心主義」批判を取り上げたことがある。拙稿「フランス第三共和制下の執行権論」愛媛法学雑誌一五卷二号（一九八八年）一六九—二〇六頁。

第三章 フランス革命以後の代表制の歴史

第一節 フランス革命前後における議会の機能転換

一 フランス革命が樹立した代表制の構造をみる前に、アンシャン・レジーム期の代表制に簡単にでも触れておく必要がある（テュルバン自身は立ち入った分析を行っていないわけではないが）。周知のように、当時の身分制議會（三部会（*Etats Généraux*））の議員の任務は、国王に対し、三部会召集の理由とされた問題についての選挙人の返事やその他諸々の苦情および意見を忠実に伝達することにあつた。⁽¹⁾ この意味で三部会は、主権者である国王に対し諸身分階層の願望や要求を知らせる権限をもつのみで、主権の行使には一切関与しなかつたのである。⁽²⁾

本来は統治者でなかつた議會の地位および権限に変化が生まれるのは、フランス革命の勃発により主権者が国王から国民に交代してからである。これ以後、主権者の意思を表明する権限が代表議會に与えられることになった。主権者（国王）に対し、諸身分階層の利益を代弁する諮問機関に過ぎなかつた議會が、今や、国民の主権的意思そのものを表明する統治機関に変貌したのである。⁽³⁾ テュルバンの次の言葉は、議會の担う役割が、革命の前後で一八〇度転換したことを的確に捉えたものである。「……代表は、早くも一七八九年に、アンシャン・レジーム下でジャン・ボードンにより展開され、憲法制定議會（以下では単に制憲議會という―引用者）の議員により国民―すなわち事実上は議會―に移された主権の概念と結合する。それゆえ、権力を抑制するために創出された觀念が、これ以後、用語の変化

を殆ど伴わずに、新しい権力の正当化を目的とする構築物の一環として使われるようになる⁽⁴⁾（傍点、引用者）。代表の概念と国民民主権原理の結合は、歴史的には、代表議会が統一的な国家（＝国民）意思を表明する中心的な統治機関に変貌を遂げたことを意味するのである。

二　ところが他方、右に引用した文からも窺われるように、テュルバンは、権力の中心的担い手となった議会が、その代償として、「権力の抑制」という本来の機能を喪失してしまつたとみる。自ら権力の中心に位置する機関が権力抑制の機能を果たすことはほとんど期待できないからである。これに対し三部会を「権力と向き合う自由の代理人⁽⁵⁾」とみなすテュルバンは、三部会のなかに今日の議会のあるべき姿を見いだしているようにも思われる⁽⁶⁾。しかし、歴史上の三部会がどこまで権力抑制の機能を果たしたのか、それが絶対王政の確立に伴い活動を停止してしまつたことなどを考え合わせると、疑問の余地がある。また、統治機関の一つである現代の議会と、諮問機関に過ぎなかつた三部会を無条件に同列に扱うことは、妥当とは思われない。

このように、三部会を文字通り、現代議会の理想像とすることには問題がある。ただ、今日、統治権力の重心が議会から執行府へと移動してしまつたことは否定し難い事実であり、そうしたなかで、「統治者に対する検閲官（*Censeurs des gouvernans*）」⁽⁷⁾としての役割が現代議会に期待されているとみることは十分可能であろう。「……それまで自分を腐敗させていた権力から遠ざかることによって、代表原理は、国民に味方して、一七八九年以前の本来の、かつ論理的な純粋性に戻ることができる状態にある⁽⁸⁾」。テュルバンのこの言葉は、現代議会に、「権力への抵抗（*resistance au pouvoir*）」の役割を期待したものと理解すべきであろう（現代議会の役割の問題は、彼の代表民主政論を検討する際に改めて取り上げることにする）。

三　さて、身分制議会が、主権者（国民）の意思を表明する近代的な国民議会へと変貌を遂げたことは、たとえそ

れにより本来の機能が失われたにせよ、そのことだけで直ちに、民主政原理に反するとの結論を導き出すことはできないだろう。ではテュルパンが、フランス革命以降を「民主政に反する代表制」の歴史と規定する理由はどこにあるのか。思うに、代表制により民主政が実現されるための条件として重要なのは、国民代表たる議会が表明する「国民意思」の実質的中身であろう。「国民意思の表明」という口実の下に、実在する国民意思に反するような意思を表明することは許されない。議会の表明する意思が、「国民意思」と同視されうるだけの実質を備えていなければならないのである。そのための制度的条件として、ここでは二つの点に注意しておきたい。まず、議会が実在する民意に反して活動しないようにチェックするための実定法的制度が存在していなければならない。そうした実定法的制度を欠く場合でも議会が国民の意思に従うことはありうるが、それをより、確実にするための手段が必要である。しかも第二に、そのような手段が存在するだけではなく、それが正常に機能していなければならない。高橋教授の言葉を借りて、前者が「理念の制度化の次元」に関わる条件であるのに対し、後者は「制度の運用の次元」に関わるものといふことができる。⁽⁹⁾ 「代表民主政」が実現されるためには、少なくともこの二つの条件を充足する必要があると思われる。

第二節 「神話」としての「純粹代表制」

一 では、フランス革命以後の代表制は民主政を実現したといえるのであろうか。ここではまず、フランス革命期の代表制論（以下では、原則として一七八九—九一年の制憲議会における審議のなかに現れた理論を指す）を取り上げると、それは、「純粹代表制」——議会が、（選挙人の意思に具体化された）実在する民意から完全に独立して、国民意思を自由に形成することを可能ならしめるような実定法的制度——の構築をねらいとするものであった。その意味で、議会が表明するとみなされる「国民の意思」は、現実には存在しない仮設的、観念的なものとどまる。そのこ

とを法的に表現したものが「ナシオン主権」原理であると考えることができる。

フランス革命当時の代表制論が、「理念の制度化の次元」において、民主政を実現しないどころか、むしろそれと対立する代表制の構築を企図するものであったことは、カレ・ド・マルベールを始めとする従来の分析のなかで既に明らかになされていたところである。⁽¹⁰⁾ テュルバンもまた、そのような通説的理解に従い、一七八九年の代表が「市民を実権の座から排除する手法」であったこと、そして「大衆民主政(démocratie de masse)の到来の阻止」および「政治的、社会的エリートによるヘゲモニーの強化」が制憲議会の意図であったことなどを確認する。⁽¹¹⁾

二 しかしながら、革命期の代表制論「純粹代表制」論は差し当たり理論のレヴェルにとどまるので、それが革命当時に実際に誕生した代表制そのものと同じかどうか、改めて検討しなければならない。そしてこの点についてテュルバンは、従来の説と異なる独自の見解を述べる。すなわち、「純粹代表制」は、現実には決して存在したことも機能したこともない、「神話」(mythe)⁽¹²⁾であった。ここでテュルバンは、カレ・ド・マルベールの表現を使うと、「制憲者の意図」(「代表制論」と「実際に生じた結果」(「代表制の実際」)⁽¹³⁾を区別しようとしている。端的にいえば、「純粹代表制」は制憲者の頭のなかでしか存在しないドグマであったということになる。

ではテュルバンが、制憲議会の目的は「純粹代表制」の構築であったと理解する一方で、「純粹代表制」が「神話」に過ぎないと断定する根拠はどこにあるのであろうか。テュルバンによると、最初の適用の際に代表制論を揺るがせる「起爆剤(détonateur)」になったのが、「議員の再選」の制度である。⁽¹⁴⁾ 制憲議会は、再選の禁止により、選挙人からの議員の独立を確保しようとしたが、結局、一回限りの再選を認めることになった(再選された議員は、一立法期の間隔をあげないと次の選挙には出馬できない⁽¹⁵⁾)。しかし、再選を望む議員が選挙人の願望や利益から独立して活動することははや期待できないであろう。こうして、「運用のなかでその最初の成果を発揮する前に、『純粹代表制』

の原理、自体が破壊」(傍点、引用者)されることになったのである。⁽¹⁶⁾

右にみたように、テュルパンは、フランス革命期に一旦誕生した「純粹代表制」がその後の、歴史的展開のなかで変質していったとする伝統的な枠組みに必ずしも従っているわけではない。革命期の代表制論がいかなるものであったのか、バコによる通説批判⁽¹⁷⁾が出されていることもあり、再検討の必要性を感じさせるが、しかしそれは現在の筆者の能力を越えている。ここでは、それが「純粹代表制」論であったとする見方を前提としたりうえで、テュルパン説に対する疑問を二、三述べておきたい。

まず、確かに一七九一年憲法は議員の再選を承認しているが、それは、議会の構成を二年という短い周期で全面的に刷新することで、實際上の不都合が生じると考えられたためではなからうか。⁽¹⁸⁾また、制憲者の意図が「純粹代表制」の構築にあったとする見方からは、再選が一回に限定されていることの方が重要な意味をもつであろう。⁽¹⁹⁾さらにテュルパンは、「純粹代表制」の構造を文字通り純粹な形で措定したうえで、若干の例外が存在することを理由に「純粹代表制」の原理自体が破壊されたものとみなすが、それは代表制の構造のトータルな把握という点からみて適切だといえるであらうか。

要するに、テュルパン説の最大の問題は、「制憲者の意図」と「実際に生じた結果」という、それ自体正当な区別を徹底していないところにあると思われる。憲法は制憲者の意思の産物だとする見方をとるならば、制憲議会の「純粹代表制」論は一七九一年憲法のなかに制度として、客観的に存在していたのであり、「存在したことのない」神話であったとみるべきではない。制憲者の創設した制度が、制憲者がそれに与えた目的に著しく反して機能していくときに初めて、「純粹代表制」の変容が始まるものと理解すべきであらう。

第三節 「半代表制」論に対する批判

一 前節では「純粹代表制」が神話であったとするテュルパン説の問題点を指摘したが、カレ・ド・マルベールのように「純粹代表制」が変質するのは第三共和制期であるとみる場合でも、その後の代表制がいかなるものであったかが次の問題になる。「純粹代表制」のもとでは、実在する民意から独立して国民意思を形成することが国民代表に要請されていた。ところが、「純粹代表制」の精神と相容れない新しい現象が出現することで、革命期の代表制は大きく変質する。新しい現象のうち、テュルパンが「議員の再選」を特に重視することは既に指摘した通りだが、その他の現象として、「選挙方法の民主化、そして（議員の権力を正当化するものとしての）選挙の重要性の増大」、「議院内閣制への代表原理の導入」、「政党の出現とその発展」、「議員の社会学的代表性（*représentativité sociologique*）の要請の強まり、あるいは法的な『利益』代表を求める闘争」などが挙げられている。⁽²¹⁾

二 これらの新しい現象は、伝統的見解が「半代表制」の標識とするものとはほぼ同じであるといえよう。しかしテュルパン自身は、フランス革命以後の代表制を指示するものとして「半代表制」の概念を使用することには消極的である。そこで彼の説くところをみる前に、あらかじめ「半代表制」の意味を明らかにしておく必要がある。その意味がこれまで必ずしも正確に理解されてきたとはいえないからである。

周知のように、「半代表制」の概念を初めて使用したのはエスマンであり、彼はルソーの理論に由来する「半代表制」の構造を、「古典的代議制」と対比させながら析出した。しかし彼自身は、第三共和制当時のフランスが「半代表制」の段階にあると断定したわけではないことに注意すべきである。⁽²²⁾これに対し、「半代表制」の概念を使い当時の統治構造を分析する作業は、カレ・ド・マルベールにより行われた。既に指摘されているように、「半代表制」の概念に関しエスマン説とカレ・ド・マルベール説の間には看過しえない違いがあるが、⁽²³⁾杉原教授によると、「その後

においては、エスマンの半代表概念ではなく、カレ・ド・マルベールの半代表概念が一般化していく⁽²⁴⁾。なるほど、「半代表制」の概念を最初に使用したエスマンの理論を軽視することには問題があるが、第三共和制⁽²⁵⁾に即して、「半代表制」の構造を析出したという意味で、カレ・ド・マルベールの理論の方に注目したい。

さてカレ・ド・マルベールは、フランス革命後の、「議員に対する選挙人の影響力の増大」および「議院内閣制の採用と発展」を観察した後、現在の（第三共和制期の）フランスが厳格な代表制をもちや維持していないとみて、「半代表制」の概念を使い現行の統治構造を分析しようとする⁽²⁵⁾。「純粹代表制」と「半代表制」の間には、選挙人の役割および議員との関係に関し違いが存する。「純粹代表制」下の選挙人は、議員の任命権をもつが、選挙人に対し議員が従属することは許されず、また選挙人は立法その他の国政に何ら関与しない。これに対し、「半代表制」下の選挙人は、議員を選出する権能しかもたない点では「純粹代表制」の場合と同じだが、しかし議員の活動に影響を及ぼすことを通じて、国民意思の形成に関与することができる。但しその場合でも、選挙人は、原則として将来の決定もしくは政策に関する、一般的な方向と傾向（*directions et tendances générales*）を決定できるだけであり、この点で、国民が個々の決定に関与することを容認する直接民主政と本質的に異なる⁽²⁶⁾。

「半代表制」の構造はカレ・ド・マルベールにより次のように析出される。「推定され、もしくは（少なくとも）選挙を通じて）表明される市民団の意思に、憲法上、議会の意思が一致すべきものとされているという意味において、有権者団と両議院は、唯一の——それゆゑ複合的な——機関を、一緒に形成する」（傍点、引用者）⁽²⁷⁾。「半代表制」は、議会が選挙人の意思に拘束されることを理念にしている点で、「純粹代表制」と異なるのである。しかし他方、「複合的な機関」とあることからわかるように、議会と選挙人は国民意思の形成に協力⁽²⁸⁾することが要請される。つまり、議会は、選挙人の意思に拘束されるが、主導権を喪失するほどに完全に従属してしま⁽²⁹⁾うわけではないのである。

しかもそれは「ナンオン主権」原理からの要請であることにも留意したい。なぜなら議会が選挙人に対し一定の独立性を維持することで、両者の間に一種の権力分立の関係が生まれ、議会および選挙人双方の権力の絶対化が回避されることになるからである。⁽³⁰⁾

以上のカレ、ド、マル、ベールの所説から、「半代表制」とは、議会の意思が、(選挙において表明された)国民の一般意思に、大枠として一致すべきことを理念とする制度であると一応定義することができよう。代表制の一形態である「半代表制」のもとでは、直接民主政の制度は存在しない。⁽³¹⁾ 国民の意思に明らかに反する行動を議会がとらないようにするための実定法的制度としては、選挙や議院内閣制(解散など)があるが、しかし命令的委任の制度は禁止されている。それは、命令的委任により議員が独立性を完全に喪失することになるからだけでなく、ラフリエールが指摘する次のような事情に基づく。すなわち、命令的委任によって、議員は、その選挙区の意見を——たとえそれが、選挙の全体により明らかにされた国民の意思に反するとしても——議会で固持することを強いられるであろう。しかし「半代表制」の理論は、選挙区の意思が国民全体の意思と対立する場合でも議員がそれに従うことを容認するわけではない。テュルパンにより、イエリネックと並んで「半代表制」論者の一人に挙げられているデュギーが、「命令的委任の禁止」を確認する一方で、「国民の願望に従って」(傍点、引用者)決定を下すべきことを議会に要求している。⁽³⁴⁾ そうした事情を物語るものであろう。なお、そこから、選挙区の特殊意思と国民の一般意思をどう区別するかという問題が生まれるが、ここでは立ち入らないことにする。いずれにせよ、必ずしも適切な表現とはいえないが、「半代表制」のもとでは、「完全な独立と命令的委任の間」⁽³⁵⁾に位置することが国民代表に要請されるのである。

三 それでは、第三、第四共和制当時の議員が置かれていた状況は、「半代表制」論が期待するようなものであったのか。ここでテュルパンの眼にまず映ったのは、「国民意思の捕虜 (prisonniers de la volonté populaire)」とな

った議員の姿である。「実在する市民の意思が重んじられ、選挙手続きが重視され、世論による統治 (gouvernement d'opinion) および半代表制への展開が行われることで、議員は、国民意思の体现者となる以上に、現実にはその捕虜になってしまった⁽³⁷⁾」。もっとも「国民意思の捕虜」というテュルパンの表現は誤解を招く恐れがある。議員が隸属する相手は、実際にはその選挙区であり所属政党であるが、それらの表明する意思が国民の意思そのものであるとの保証はないからである。従って、より正確には、「議員は、国民意思を具現していると主張する選挙区民や所属政党の捕虜になった」というべきであろう。選挙区や政党に隸属することで、議員は、議会の場で自発的な主導性を発揮する可能性を奪われてしまったのである。

テュルパンは、議員が隸属する選挙区と政党の相互の関係については説明を加えていないが、投票方式 (mode de scrutin) の違いに依りて、選挙区の影響力 (小選挙区制の場合)、あるいは政党の力 (比例代表制の場合) がより強まったとみる。いうまでもなく、小選挙区制は第三共和制期、比例代表制は第四共和制期に採用された制度である。一方の影響力が強まることで他方の影響力が完全に失われたとは考えられないが、便宜上、それぞれの影響を、時代に分けて考察してみよう。まず、第三共和制期の代議院 (下院) 選挙のうち、その大半 (一六回のうち二三回) は、アロンディスマン (県行政上の事務区画) を単位とする「小選挙区二回投票制 (scrutin d'arrondissement)」で行われたわけだが、小選挙区制の一般的な効果として、議員に対する選挙区の影響力が強まることは、テュルパンによる指摘を待つまでもなく、既に多くの論者により観察されてきたところである。例えば、第三共和制当時、小選挙区制の是非が学説上の争点になった時に、デュギーは、小選挙区制の弊害として、買収が増えることと並んで、選挙において一般の利益に関わる問題よりも人や局地的な問題の方が優先されることを指摘していた。⁽³⁸⁾そして、小選挙区制に賛成するエスマンも、地域的な利益が支配する恐れのあることを認めざるを得なかったのである。⁽³⁹⁾また、事態が第五

共和制のもとでも基本的に変わっていないことは、マスキレの指摘する通りである。⁽⁴⁰⁾

もっとも、小選挙区制が議員と選挙区の結びつきの強化にどの程度の影響を及ぼすのか、それを正確に測定することは困難であろう。さらにフランスでは、伝統的に、国会議員による地方の公職（市長や県議会議員など）との兼職が行われてきたという事情があることに留意しておく必要がある。⁽⁴¹⁾従って、小選挙区制の影響のみを過大評価することには問題があるにせよ（テュルバン自身、そのような見方をとっているわけではない）、⁽⁴²⁾テュルバンの次の言葉は、第三共和制当時の指摘とも基本的に符合している。「理論上、議員になお付与されている『代表的委任』は、……個々の選挙区固有の利益による重庄と、議員の抱く際限なき再選への願望とによって、事実上の新たな命令的委任へと変質する。」⁽⁴³⁾

他方、第四共和制のもとで採用された比例代表制が一般に政党の発展とそのヘゲモニーを促進したことも、既に多くの論者が指摘している通りであり、⁽⁴⁵⁾改めて詳しく触れる必要はなからう。もちろん、ここでも政党の発展に対する比例代表制の影響を過大評価することはできないが、⁽⁴⁶⁾テュルバンは基本的にライプホルツの分析に従い、議員が政党に隷属することで独立性を完全に喪失したことを指摘する。唯一自分たちだけが国民意思を具現していると主張する政党の前に、議員は「無力な捕虜」になってしまったのである。⁽⁴⁷⁾

四 こうして、議員が選挙区あるいは政党による事実上の命令的委任に服するような状況のもとでは、議員の一定の独立性を要求する「半代表制」論は存在基盤を失うことになる。「代表を、完全な独立と命令的委任の中間に位置づけ」ようとしたデュギーらの「半代表制」論は、それが表明された時点で既に時代遅れのものになってしまった。⁽⁴⁸⁾テュルバンが第三、第四共和制の代表制を「半代表制」の概念で規定しない理由の一つは、そこにある。彼は、独立性を喪失した議員の実像をありのままに直視するという観点から、「半代表制」の理論を批判するのである。⁽⁴⁹⁾

ところで「半代表制」論は、前述のように、一定の独立性の維持と並んで、實在する国民の意思の表明を議員に要請する。そして「純粹代表制」論との違いに着目するならば、この後者の側面こそ、「半代表制」概念の中核をなす規範的要請であろう。その意味で、議員が独立性を喪失してしまったことのみを理由に「半代表制」論を批判することは片手落ちとの感が否めない。

では、第三、第四共和制期の議員は、實在する国民の意思を現実に表明していたのであろうか。この問題を検討することでテュルパンは、「半代表制」概念に代えて「超代表制」の概念の使用を提唱することになる。そこで次節では、彼の「超代表制」の概念を検討することにした。

- (1) C. Soule, "La notion historique de représentation politique", *Politique* n. 21-24 (1963), p. 20.
- (2) Cf. R. Carré de Malberg, *Contribution à la Théorie générale de l'État*, t. II (1922), pp. 237-239, Burdeau, *Traité de science politique*, t. V, op. cit., pp. 207-208.
- (3) 議会の地位および役割が変化したことで、議員と選挙人の関係にも変化が生まれ、議員は選出母体による命令的委任から解放され、国民全体の代表者とみなされるようになる。なおアヴリルは、「命令的委任の禁止」がブルジョワジー支配のための「策略」であったとする通説的理解を退け、議会の審議を円滑に行わせるという「機能的要請」の観点からこれを捉え直すことを提唱する。P. Avril, "Note sur les origines; la représentation", F. d'Arcy (direction), *La représentation*, op. cit., pp. 99 et s. その根拠としてアヴリルは「命令的委任の禁止」が絶対王政末期に既に国王により決定されていたこと（一七八九年一月二四日、六月二三日）を挙げるが、この間の事情を知るには、J. Cadart, *Le régime électoral des États généraux de 1789 et ses origines (1302-1614)* (1952), pp. 147 et s. が有益である。

(4) Turpin, *thèse*, t. I, p. 24.

- (5) Turpin, thèse, t. 2, p. 214.
- (6) 後述明らかなる如く、テュルピンの代表民主政論は、同質的な市民像を想定していた古典的な理論と異なり、諸集團の異質で多様な諸利益の存在を基本的に前提としたうえで構築されている。この意味において、彼の描く議會像と、諸身分階層の様々な利益を代弁していた三部会との間には、社会の規範的構成原理の点で基本的な違いがあるにせよ、一定の類似性がみられる。
- (7) A. Hauriou, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 3^eéd. (1968), pp. 192 et s.
- (8) Turpin, thèse, t. 1, p. 26.
- (9) 高橋和之「イデオロギー批判を超えて」社会科学の方法（一九八〇年）七月号、四頁。
- (10) カレ・ド・マルヌールによる革命期の代表制論の分析について、以下のものを参照のこと。J. Roels, "La notion de représentation chez Carré de Malberg", *Anciens pays et assemblées d'États* (1966), pp. 124-151, 高橋「現代フランス代表民主政論の源流」(前掲)三一四—三三二頁、杉原泰雄「カレ・ド・マルヌールの国民主義論と国民代表制論」『公法の基本問題 田上讓治先生喜寿記念』(一九八四年)八六頁以下。
- (11) Turpin, thèse, t. 1, pp. 187 et 193.
- (12) *Ibid.*, pp. 19 et 208-209.
- (13) 第三共和制当時の議院内閣制を分析したなかでカレ・ド・マルヌールは、法の効力が、制定者の意図したことによってではなく、制定者の採用した諸原理から実際に生まれた結果によって、判断されるべきことを主張した。R. Carré de Malberg, *La loi, expression de la volonté générale* (1931), p. 180.
- (14) Turpin, thèse, t. 1, pp. 212 et s.
- (15) *Constitution du 3 septembre 1791*, Titre III, chapitre 1, section III, Art. 6.
- (16) Turpin, thèse, t. 1, p. 217.

(17) バコは、議員を市民集団に従属させておくというのが革命当時の制憲議會の意思であったとみる。Bacot, op. cit., pp. 72 et s. バコ説の特徴は、「命令的委任の禁止」を過大評価することを避ける一方で、議員の独立性の有無を判断する標識として、他の実定法的制度（選挙、議事の公開、議員の任期の短さ、国王の停止的拒否権など）にも着目するところにある。制憲議會での審議を、それを取り巻いていた政治情勢から切り離して分析する彼の方法論には、問題がないわけではない。しかし、議員の独立性の程度を測定するための目安として「命令的委任の禁止」が決め手になるのかどうか、「独立性」の意味にも関わる問題であり、なお検討すべき余地があると思われる。

(18) 例えばシエースは、会期ごとに議員のすべてを刷新することは誤まりであり、「原理の同一性」と「精神の一貫性」を不可能にすべきではない、と述べている (Archives parlementaires, t. IV, p. 597.)。

(19) もっとも、再選の制限の口実にされたのは、「選挙人からの議員の独立の確保」ではなく、「市民から独立した職業的政治家階層の形成の阻止」であったことに注意して置く必要がある。cf. Turpin, thèse, t. 1, p. 215. Bacot, op. cit., p. 73. Carré de Malberg, Contribution, t. II, op. cit., p. 364 note (1). トゥルピガがカレ・ド・マルベールは「再選の制限」は議員が国民代表として国益を考慮すべきだとする思想にも合致するとみなし、そのことは、一七九一年五月一九日のパレル演説（「無限の再選は国民への追従者をつくり出す」）により、「明らかに」示されているという。わが国でも、再選制限条項が「純粹代表制」の論理に忠実だったことの根拠として、パレル演説のこの部分が挙げられている（樋口陽一「半代表」の概念をめぐる覚え書き）（前掲）六六頁）。しかし、原文では、カレ・ド・マルベールによる引用文に続けて、「国民への追従者 (Fatteurs) は、「やがて、国民の支配者もしくはその圧政者になる (qui deviennent bientôt ses maîtres ou ses tyrans)」となつて注意すべきである。Archives parlementaires, t. XXI p. 226. 前後の文脈からして、無限の再選は立法者の独裁を招く危険があるというのが、パレル演説の趣旨であらう。

(20) Carré de Malberg, Contribution, t. II, op. cit., pp. 363 et s. もっとも、カレ・ド・マルベールは、第三共和制期の代表制がもはや「純粹代表制」でないことを指摘したにとどまり、「純粹代表制」の変質の始まる時期が第三共和制期で

あるとは断定してはならない。

- (21) Turpin, thèse, t. I, p. 209.
- (22) 「半代表制」の傾向にあるとしてエスマンの挙げる大半は外国の例である。A. Esmein, "Deux formes de gouvernement", R. D. P. (1894), pp. 15-41.
- (23) 直接民主政の制度(レフアレンダムやイニシアチヴ)を「半代表制」の標識のなかに含めるか(エスマン)、含めないか(カレ・ド・マルバール)の違いである。高橋「現代フランス代表民主政論の源流」(前掲)三二八―三二九頁。
- (24) 杉原『憲法―憲法総論』(前掲)二二七頁。
- (25) 以下では主として Carré de Malberg, Contribution, t. II, op. cit., pp. 361-386, 411-420 を参照した。
- (26) Ibid., pp. 383-384 note (17).
- (27) Ibid., p. 418.
- (28) Cf. ibid., p. 419 note (4).
- (29) Ibid., p. 378 note (12). しかし、議会と選挙人が影響を及ぼし合う程度や、国民意思の形成に対する両者の貢献度を明確に特定することは不可能である。各々の力の占める比率は、状況や議員の政治的手腕に応じて異なりうるのである。ibid., p. 419 note (4).
- (30) 議会および選挙人双方の権力がともに制約されるところに、「ナシオン主権」原理の「消極的意味」がある。cf. ibid., pp. 141, 168 note (2) et 196 note (29).
- (31) 樋口教授は、「半代表制」の標識となる制度の一つとして、「人民発案ないし人民投票の制度」を挙げている(樋口『半代表』の概念をめぐる覚え書き)(前掲)六八頁)。教授が直接民主政に属する制度を「半代表制」の標識のなかに入れるのは、エスマンの影響を受けたものだが(同上、七六頁注(九))、しかし、それらの制度は一般には「半直接制」の標識とされている。その点も一例として J. Laferrère, Manuel de droit constitutionnel, 2^e éd. (1947), p. 430 et s., M.-H.

Fabre, Principes républicains de droit constitutionnel (1967), pp. 233-235.

- (32) Laferrière, op. cit., p. 426.
- (33) Turpin, thèse, t. I, pp. 231 et s.
- (34) Duguit, Traité de droit constitutionnel, t. II, 3^e éd. (1928), p. 649.
- (35) Turpin, thèse, t. I, p. 235.
- (36) Turpin, thèse, t. I, p. 235. 「下院議員 (député)」の場合について考える。なお第四共和制憲法は、一定の要件を充足した場合に、憲法改正についてのレノン・レンダムが行われることを規定している(九〇条)。この意味で第四共和制は、厳密には「半代表制」でなく「半直接制」の段階にある。しかし、第四共和制を通じて憲法改正の例は一度だけであり、しかもそのときレノン・レンダムは行われなかったので、第四共和制期の議員を「半代表制」下の議員と同列に論じることがも許されよう。
- (37) Turpin, thèse, t. I, p. 236.
- (38) Duguit, Traité de droit constitutionnel, t. II, op. cit., p. 722. (但し「デューキー自身の立場は、以前と異なり、小選挙区制の採用に必ずしも批判的ではなかつた」に注意。ibid., pp. 723—724.)
- (39) A. Esmein, Éléments de droit constitutionnel français et comparé, t. I, 7^e éd. (1921), p. 321.
- (40) J.-C. Masclet, Un député pour quoi faire? (1982), pp. 155—156. (但し「一九八六年三月一六日の総選挙は県単位の比例代表制で行われた。」なお「テュルピンは、一九七一年に下院議員に対して行ったアンケート調査で、自分の役割が国家的なものであると答えた議員の比率が二〇パーセントに過ぎなかったこと」および「選挙公約」の際に地域的なテーマに触れる議員の数が第三共和制期に比べ増加していることを指摘している。Turpin, thèse, t. I, p. 253.
- (41) 国会議員による地方の公職との兼職については「Masclet, op. cit., pp. 113 et s.」のほか「少し古いが、M. Debré, "Trois Caractéristiques du Système Parlementaire Français", R. F. S. P. (1955), pp. 22-28.」がその影響を要領よく整理している。

- (42) cf. Turpin, *thèse*, t. 1, p. 254.
- (43) 例えばタルデュウに於て「議員がフランス全体を代表する」といふのは言葉だけである。選挙区のみが議員にとって唯一の生ける現実であり、議員はその下僕 (serviteur) である。A. Tardieu, *La profession parlementaire* (1937), p. 278. また第三共和制当時の代表制を分析したブクサントは、結論として「選挙人に於る議員の服従」が「半代表制」の現実であると断じ、「代表制」の正当で健全な觀念に戻ることに必要性を強調しよう。M. T. Axente, *La Nature Juridique de la Représentation Populaire*, *thèse*, Paris (1940), pp. 191 et 245.
- (44) Turpin, *thèse*, t. 1, p. 246.
- (45) 例えば、樋口陽一『現代民主制』における直接民主制的傾向」同『議会制の構造と動態』(一九七三年)所収、六三頁。
- (46) G. Leibholz, "Democratie représentative et État de partis moderne", *Revue Internationale d' Histoire Politique et Constitutionnelle*, vol. 2 (1952), p. 55.
- (47) Turpin, *thèse*, t. 1, p. 276.
- (48) *Ibid.*, p. 235.
- (49) もっともこれに対し、樋口教授のように「半代表制」を一つの理念型として捉える立場からは、現実とのズレを測定する分析の道具として「半代表制」の概念はなお有効であるとの反論が出されるかも知れない(樋口『半代表』の概念をめぐる覚書き)(前掲(六三頁参照)。テュルバンが、「半代表制」概念の意味することと現実との間にズレがあることを理由に「半代表制」の概念の使用に消極的であるのに対し、樋口説においては、まさに理念と現実との間の歪みを測るために「半代表制」の概念が使用されるのである。しかしいずれにせよ、両説とも、理念と現実のズレを自覚しているという意味では大きな違いはないようにも思われる。

(未完)

〔本稿は、文部省平成元年度科学研究費補助金(奨励研究(A))の交付を受けて行われた研究の一部である〕